

群馬県立文書館 新規公開文書展2021〔資料15～19〕

若宮八幡宮文書（請求番号P1903）



前橋市青梨子町にある若宮八幡宮に伝わった文書群です。『群馬県史』の編さん時にも調査された江戸時代の古文書が含まれています。

青梨子町は前橋市の西部で、榛名山麓にあります。なお、明和元（1764）年からは沼田藩領になりましたので、明治4（1871）年の廃藩置県の直後は沼田県でした。

当文書群の点数は15点ですが、近世文書が2点あり、どちらも幕末期の「若者議定書之事」です。ほかの13点は、明治期以降の神社に関する文書です。

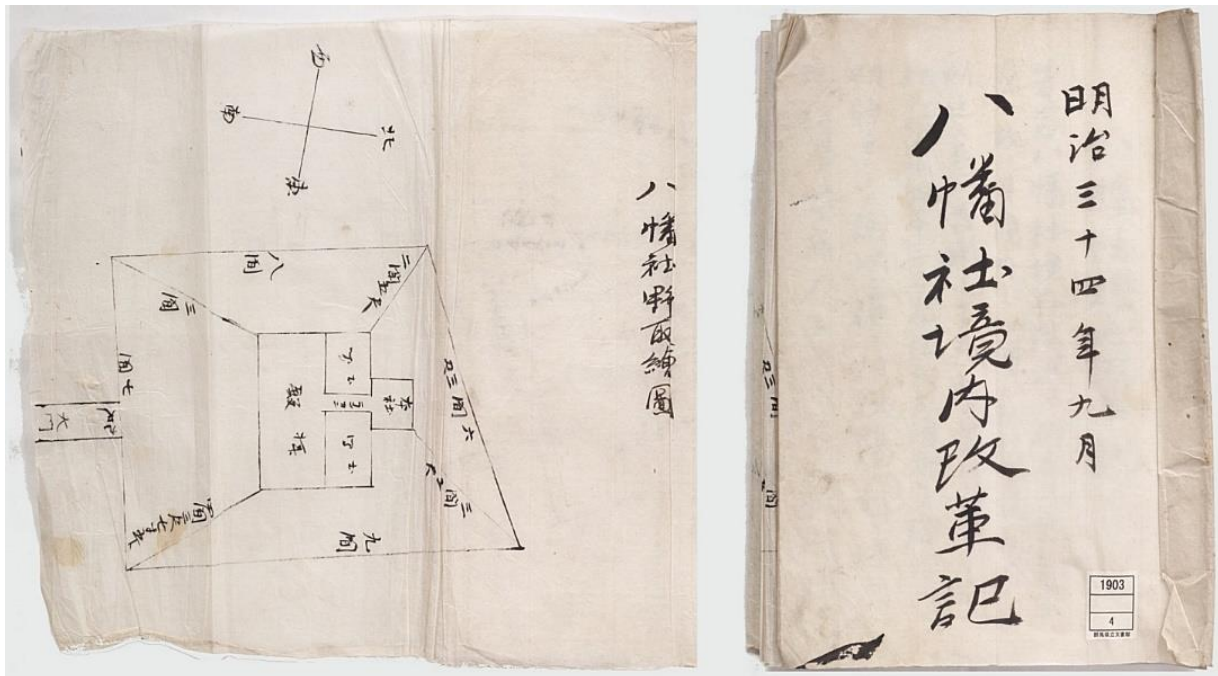
今回は「若宮八幡宮に関する文書」「若者組／青年会の文書」という2つの観点から5点の文書をご紹介します。



○若宮八幡宮に関する文書

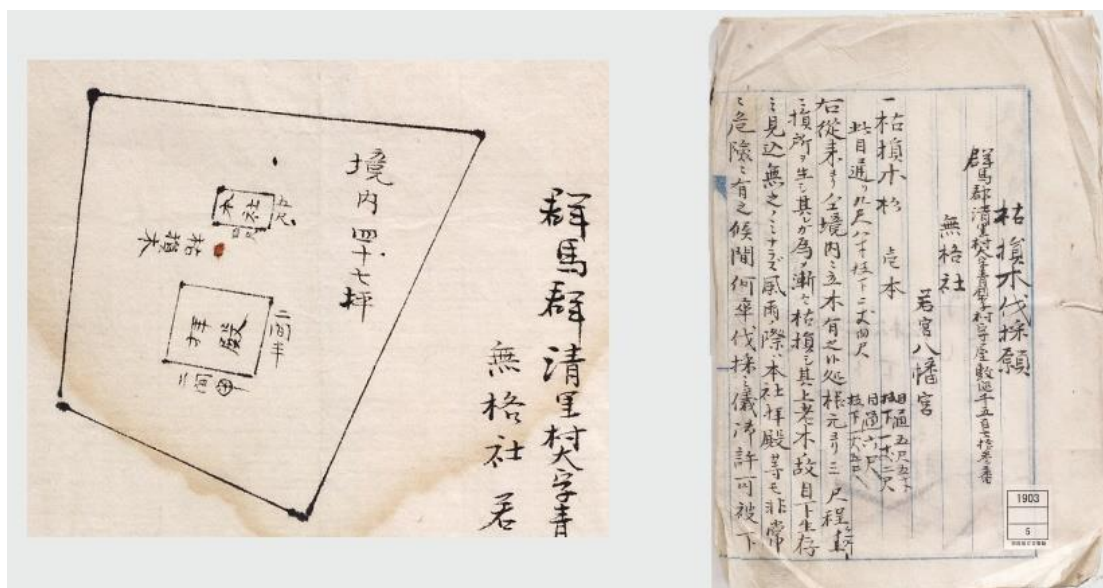
地域の人々が神社を守ってきた様子がうかがえます。また、図が付いているため、当時の様子を視覚的に理解できます。

	表題等	年代	作成者→宛先	形態・数量	文書番号等
15	八幡社境内改革記 (八幡社野取り絵図など)	明治34 (1901)年	区長 松下政右衛門、ほか47名	縦 1冊	若宮 八幡宮 4
	「改革」(除草作業など)により明確にされた境内の範囲や、本殿・拝殿などの様子がわかる絵図もあります。				



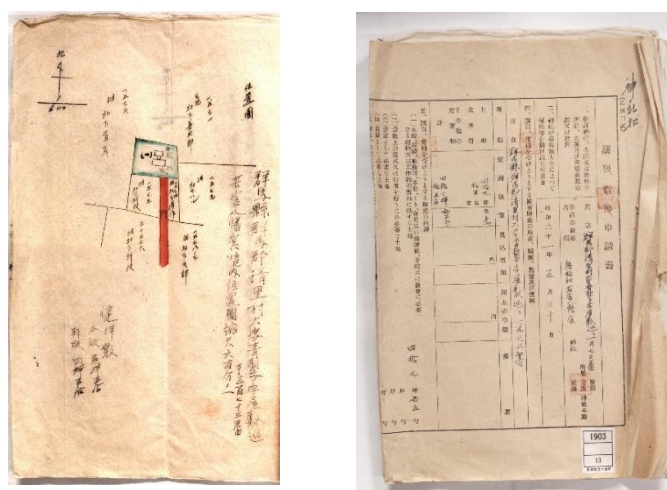
草木が繁茂したため整備を行い、境内の区画を明確にした「境内改革」について記録した文書です。図には本殿・拝殿・「ランカン」(欄干)・「大門」のほか、境内の面積などが記されています。

16	枯損木伐採願 (若宮八幡宮図面、ほか)	明治35 (1902)年	信徒惣代人 松下勘治郎、ほか4名 → 群馬郡長 今村眞橘	野 1綴	若宮 八幡宮 5
	枯れた「老木」の杉の位置が赤丸●で示されています。				



資料15の翌年に、境内の「枯損」した杉を伐採する許可を求めた文書です。図には本殿と拝殿の間に杉の位置（赤丸●）が示されており、神社の横に長い年月「老木」が立ち、景観を作っていたことがわかります。

17	譲與、売払申請書 (位置図、ほか)	昭和23 (1948)年	若宮八幡宮主管者 中島綱五 → 大蔵大臣 北村徳太郎	1 綴	若宮 八幡宮 13
	境内の敷地は緑色、参道は赤色に塗られ、建物や鳥居が記されています。				



第二次世界大戦後、若宮八幡宮の譲与を申請するため、大蔵大臣宛てに提出した書類の控えです（「売払」の語には赤線が引かれ、印が押されています）。図には緑色の敷地の中に本殿、拝殿、2棟をつなぐ建造物など、赤い参道に鳥居が記されており、わかりやすい図となっています。

○若者組／青年会の文書

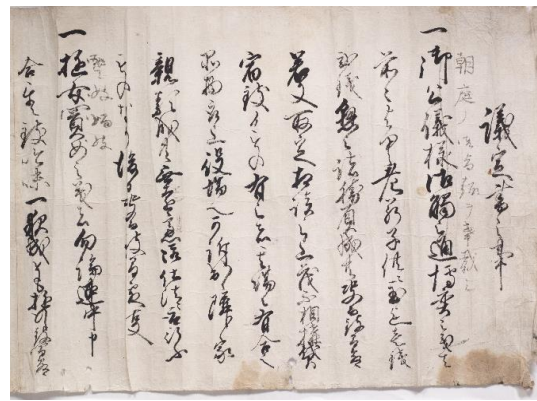
18	議定書之事 (博奕の禁止、ほか)	安政3 (1856)年	若者連名 三根 造・増五郎・和 蔵、ほか28名	継 1 通	若宮 八幡 宮 2
地域の若者の決まり(博奕・買春の禁止など)です。一部には別の筆致で、明治時代のものと思われる語句が書き込まれています。					

村の若者（男性）が定めた決まりで、「博奕」（ばくち）、「遊女・買女」、悪口の禁止などが書かれています。末尾には若者らの署名があります。名前の下にある「へ」の字のようなマークは、各自が爪を押したものです（爪印）。

興味深いのは本文とは別の筆致で、明治以降のものと思われる次の語句が書き込まれていることです。

- ・「朝廷（朝廷）ノ御旨趣ヲ奉戴シ」（冒頭）
- ・「芸婦娼妓」（2つめの箇条書きの冒頭）

明治以降にも若者が風紀に関する規則を定めようとして、この文書を使おうとしたのかもしれませんが。



議定書の事

一 朝廷ノ御旨趣ヲ奉戴シ

御公儀様御触の通り、博奕の義は前々より老若・子供に至る迄、志銭・式銭懸けの諸勝負成り共、決して致す間敷く候、若又、取り定め相談の上も相構えず、貸もし、宿致し候もの之れ有らは、其の場の有り合わせの品物取り上げ、役場へ訴え出すべく候、隣家・親類成り共、遠慮なく御仕法に取り行ふものなり、後日決して致す間敷き事

芸婦娼妓

一 遊女・買女の義は勿論、連中申し合わせ、互に吟味致し、一夜成りとも遊行致す間敷く候

(中略)

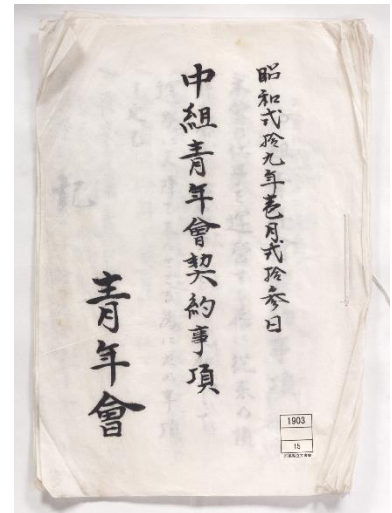
今般一同取り極めの上は、名々違変申す間敷く候、之れに依り取り置き、右の通り行ふものなり

安政三年二月日

若者連名

(後略)

19	中組青年会契約事項	昭和29 (1954)年	青年会	1綴	若宮 八幡宮 15
「中組青年会」の会員の年齢や、「春秋祭典」との関係など、当時の青年会の様子がわかる文書です。					



最後は、戦後の青年会の規則です。16～38才の者で構成されること（全員男性だと思われます）、「年寄」の制度を置くことなどが定められています。

また、「春秋祭典に当番は参列する事／会員一同はその準備をなす」と書かれており、神社の祭典に青年会が関わっていたことがわかります。

近年、伝統行事の担い手が高齢化している県内の様子や、前の資料「議定書之事」にうかがえる江戸時代の若者組のあり方とは違う点でも興味深い資料です。

ご高覧ありがとうございました！

当館の閲覧室では、どなたでも原本を手にとってご覧いただけます（一部は保存のため、複製物になります）。

※閲覧を希望される方へ

社会状況により利用方法や開館日等が変わりますので、事前に当館のHPでご確認ください。

